

令和 3 年度 富山県建築文化賞建築功労賞の募集について

- 1 主催 富山県建築文化賞協議会 ホームページ <http://toyama-kenchikushikai.or.jp>
構成団体：(一財)富山県建築住宅センター (一社)富山県建設業協会
(一社)富山県建築士事務所協会 (公社)富山県建築士会
- 2 建築功労賞の目的
富山県内の地域社会の発展に寄与し、かつすぐれた建築生産に関わる功労を讃え、表彰することにより、富山県の建築文化の振興に寄与することを目的とする。
- 3 推薦する業績
次の事項全てに該当するものとする。
 - (1) 永年の職能にかかる実績があること
 - (2) 後進の指導育成に功績のあること
 - (3) 国・県の実施する他の表彰を受けていないこと
- 4 推薦要領
本協議会所定の推薦書に記入し、必要な資料を添えて期日までに提出する。
応募図書は A 4 版（縦使い・横使いは自由）とし、A 4 クリヤーブック（市販品）にまとめ、写真・資料等を含めて提出すること。
- 5 推薦書提出先
〒930-0094 富山市安住町 7-1 富山県建築設計会館 2 階
(公社)富山県建築士会内
富山県建築文化賞協議会事務局
TEL 076-482-4446
FAX 076-482-4448
- 6 推薦書提出締切期日
令和 3 年 9 月 30 日（木）必着（郵送の場合は当日消印有効）
- 7 選定
被推薦者の中から建築文化賞協議会役員会において選定する。
- 8 選定方法
職域・職能別に別に定める評価基準により評価し選定する。
- 9 結果発表
受賞者は 11 月下旬に発表する。
- 10 表彰
令和 4 年 1 月 28 日（金）に実施を予定している表彰式で受賞者に表彰状及び記念品を授与し、その後実施される建築富山新年交流会に招待する。
- 11 その他
 - (1) 受賞者の推薦図書は返却しませんので、推薦に際し控えをお取り下さい。
 - (2) 富山県建築文化賞協議会が受賞者の功労を広く紹介するために関係資料を掲載・展示する場合は無償で使用できるものとします。なお、申込用紙に記載された個人情報には建築功労賞の推進にのみ使用します。それ以外の目的には使用しません。

令和 3 年度富山県建築文化賞 建築功労賞推薦書

富山県建築文化賞協議会 会長 殿

令和 3 年 月 日

富山県建築文化賞建築功労賞として下記の者を推薦したく、関係書類を添えて申込みます。

推薦団体（会員）名称

代表者

印

職 種			職 歴	在 職 期 間		年数
ふりがな				至	迄	
氏 名						
生年月日	昭和 年 月 日生					
年 齢	歳					
現住所	〒					
就業状況	事業所名	所在地	免許資格	免許・資格等名		取得年月
推薦理由	実績の概要			後進指導育成の概要		
表彰歴	現在までに受けた建築に関する技能についての受賞歴					
推薦者連絡先	(〒 -)			担当者氏名		
	TEL :	FAX :		Email :		

※ 業績の内容の判る資料などを A4 サイズのファイルに入れ別途添付して下さい。

建築功労賞推薦基準（令和 3 年度）

1 建築功労賞の表彰候補者の推薦募集について

今年度は下記の職種について推薦依頼を行いません。推薦方法は職能団体による職種に加えて、職能団体がない、あるいはあっても推薦が殆どない職種については、富山県建築文化賞協議会構成団体及び構成団体会員からの推薦を募集します。

① 職能団体推薦による職種

職能団体がある職種に関しては、当該職能団体に募集案内を送付しますので該当の表彰候補者の方がおられたら応募願います。

② 富山県建築文化賞協議会構成団体及び構成団体会員推薦による職種

以下の職種については、富山県建築文化賞協議会構成団体及びその会員からも推薦できることとしましたので、該当の表彰候補者の方がおられたら応募願います。

職種	瓦葺工、板金工、左官工、建具製作工、サッシ工、畳製作工、石工、タイル工、塗装工、内装工、表装、型枠大工、鉄筋工、鉄骨工、ブロック建築工、配管工、ダクト工、電気、築炉工、曳家工
----	---

2 被推薦者は次の事項の全てに該当する方といたします。

(1) 永年の職能にかかる実績があること

一級技能士、第 1 種電気工事士等で 20 年以上の職歴が目安です。
建築賞受賞作品や著名な建築物の施工歴がある場合はこれを評価します。
(建築賞として富山県建築賞、中部建築賞、建築学会の北陸建築文化賞や作品選集掲載等)
特別の工法、施工方法等についての実績も評価しますが、通常の工法・施工方法でも高品質の工事を安定して実施していることを評価いただいで結構です。
なお、この賞では団体の役員歴を考慮する必要はありません。

(2) 後進の指導育成に功績のあること

内弟子の指導育成に限らず、職業訓練センターの指導員等の教育実績も評価してください。

(3) 国・県の実施する他の表彰をすでに受けていないこと

叙勲・褒章、大臣表彰、県功労賞、県部門功労の受賞者は除外します。
その他の団体主催の表彰制度やとやまの名匠、技能競技の入賞歴などはあってもよいものとします。